解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

広島市安佐北区三入三丁目一三番一〇号

双葉鉄工株式会社

代表清算人　秦　清登

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

香川県高松市元山町五五番地一

株式会社丸友

代表清算人　太田　正信

解散公告

当法人は、平成二十四年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

愛媛県東温市横河原三八七番地二五

特定非営利活動法人地域における生涯学習プログラムを考える会

清算人　三好　久恵

解散公告

当社は、平成二十四年四月十九日開催の株主総会の決議により平成二十四年四月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長崎県佐世保市桜木町一四番二号

有限会社木山ハウビング産業

清算人　木山　隆栄

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長崎県諫早市小船越町三二二三番地二

株式会社ホンダプリモ南条

代表清算人　南條　正樹

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長崎県佐世保市光町一七七番地二

辻産業株式会社

代表清算人　小杉　丈夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

沖縄県那覇市天久二丁目三番一四号

有限会社アップグレード

清算人　中村久美子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年四月十六日に群馬県知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

群馬県伊勢崎市境六三七番地

伊与久南部土地改良区

代表清算人　櫻井　良衛

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年四月二十六日開催の臨時大会の決議により同日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都千代田区神田錦町一丁目二番地一昭栄株式会社内　ゼンセン同盟昭栄労働組合

清算人　久津川　守

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十五条第二項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県魚津市釈迦堂一丁目一〇番一号

財団法人魚津市開発公社

清算人　谷口　雅広

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年十一月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県滑川市荒俣二八五番地

荒俣土地改良区

代表清算人　池田　文也

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県滑川市笠木八三―二

滑川北部土地改良区

代表清算人　前田　新作

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県滑川市下梅沢二九〇番地

下梅沢菰原土地改良区

代表清算人　香川　正勝

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十三条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県下新川郡朝日町道一一三三番地

財団法人朝日町開発公社

清算人　脇　四計夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

京都市南区吉祥院政所町七番地

財団法人吉祥院保育園

代表清算人　山下　治雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

京都市下京区中堂寺前田町七番地の三

財団法人京都市下京民生児童委員会

代表清算人　大橋**伃**仕榮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十四年三月二十六日徳島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端南一二五番地の一

学校法人成徳高等学校

清算人　山田　和子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

高知市本町三丁目二番一五号

社団法人高知県放送中継施設整備協会

代表清算人　山本　邦義